

* 下記の料金には、特許印紙代及び消費税は含まれておりません。ご注意ください。

項目	手数料	報酬
特許・実用新案関係		
【出願】		
特許出願(明細書の作成に実質的に要した仕事量を考慮して、注(5)に基づく割増料を加算することができる。)	200,000 円	100,000 円
2 項目以降の請求項 1 項毎に加算する額	10,000 円	10,000 円
国内における優先権の主張を伴う特許出願	180,000 円	100,000 円
先の出願の請求項より、増加、変更がなされた請求項 1 項毎に加算する額	10,000 円	10,000 円
2 以上の先の出願を基礎として国内における優先権を主張する特許出願の場合、先の出願の総数から 1 を減じた数の先の出願 1 毎に加算する額	26,000 円	
特許権存続期間延長登録出願	175,000 円	100,000 円
出願変更		
(1) 実用新案法第 10 条第 1 項に基づく出願に特許出願から変更する場合	90,000 円	出願に準ずる
(2) その他の場合	出願に準ずる	出願に準ずる
明細書作成後の明細書・図面の改変(修正)の 4 回目以降に加算する額	1 回につき 30,000 円	
要約書作成	4,200 円	
タイプ代	1 頁につき 7,500 円	
電子化料	8,500 円	
出願審査請求書の提出	10,000 円	
出願審査請求書のタイプ代	3,800 円	
新規性喪失の例外規定適用の申請		
(1) 刊行物記載の場合	21,000 円	
(2) その他の場合	40,000 円	
塩基配列及びアミノ酸配列表の加工手数料	20,000 円	
実用新案登録出願(明細書の作成に実質的に要した仕事量を考慮して注(5)(イ)～(ハ)に基づく割増料を加算することができる。)	175,000 円	
2 項目以降の請求項 1 毎に加算する額	9,500 円	
国内における優先権の主張を伴う実用新案登録出願	175,000 円	
先の出願の請求項より増加、変更がなされた請求項 1 項毎に加算する額	9,500 円	
2 以上の先の出願を基礎として国内における優先権を主張する実用新案登録出願の場合、先の出願から 1 を減じた数の先の出願 1 毎に加算する額	24,000 円	
出願変更		
(1) 特許出願から実用新案登録出願への変更	120,000 円	
(2) 意匠登録出願から実用新案登録出願への変更	出願に準ずる	
実用新案登録訂正書の提出	40,000 円	
実用新案技術評価の請求	11,000 円	
実用新案技術評価書に関する口頭鑑定	80,000 円	
実用新案技術評価書に関する書面鑑定	250,000 円	
【中間処理】		
方式補正(塩基配列及びアミノ酸配列表のコードデータの提出を含む)	9,500 円	
優先審査に関する書類の提出		
(1) 出願人の場合	155,000 円	
(2) 実施者の場合	250,000 円	
早期審査に関する書類の提出	135,000 円	
刊行物の提出(情報提供)	130,000 円	

意見書 2項目以降の請求項1項毎に加算する額	65,000円 3,000円	
手続補正書又はその他の中間手続 補正により増加する請求項1項毎に加算する額	65,000円 10,000円	6,700円
中間処理時タイプ代	1頁につき7,500円	
審査官等との面接又はその準備	35,000円	
出願公開請求	10,000円	
【異議・審判・訴訟等】		
特許付与後又は登録付与後の異議申立事件 申立手数料 2項目以降の請求項1項毎に加算する額	270,000円 6,500円	270,000円 6,500円
特許異議又は登録異議被申立事件への参加申請 *1	30,000円	
特許異議又は登録異議被申立事件に関する鑑定 口頭によるもの 書面によるもの	50,000円 180,000円	
特許又は登録取消理由通知に対する意見書 2項目以降の請求項1項毎に加算する額	270,000円 6,500円	270,000円 6,500円
訂正請求	100,000円	
訂正請求の拒絶通知に対する意見書及び補正書 2項目以降の請求項1項毎に加算する額	85,000円 6,500円	
拒絶査定に対する審判事件	190,000円	190,000円
訂正の審判事件	170,000円	170,000円
無効審判事件	400,000円	400,000円
審判参加事件	200,000円	200,000円
審判事件における2項目以降の請求項1項毎に加算する額	6,700円	6,700円
早期審理に関する書類の提出	75,000円	
審判事件の中間手続 2項目以降の請求項1項毎に加算する額	85,000円 5,500円	
判定事件	290,000円	290,000円
裁定事件	120,000円	120,000円
無効審判事件に伴う訂正請求 2項目以降の請求項1項毎に加算する額	110,000円 6,700円	6,700円
行政不服審査法による事件	120,000円	120,000円
再審事件 2項目以降の請求項1項毎に加算する額	200,000円 6,700円	200,000円 6,700円
弁理士法第9条に掲げる事件 (1) 目的の価格を算定できるもの手数料、謝金それぞれにつき		
50万円以下のもの	15%	15%
50万円を超え 100万円以下の部分	12%	12%
100万円を超え 300万円以下の部分	10%	10%
300万円を超え 500万円以下の部分	8%	8%
500万円を超え 1000万円以下の部分	7%	7%
1000万円を超え 5000万円以下の部分	5%	5%
5000万円を超え 1億円以下の部分	4%	4%
1億円を超え 10億円以下の部分	3%	3%
	2%	2%

10億円を超える部分 (2) 目的の価額を算定できないもの	依頼者の受ける経済上その他の利益を標準とし、本項(1)の規定を準用する	
訴訟事件	1,000,000 円	1,000,000 円
特許法第 150 条による証拠保全事件	250,000 円	
審判等費用額の請求	30,000 円	
口頭審理、証拠調べ、準備手続、口頭弁論等の出頭	80,000 円	
資料及び証拠の蒐集、検討	80,000 円	
【その他】		
特許料、出願審査の請求料の減免又は猶予の申請	10,000 円	
出願人名義変更届(1 件当り)	23,000 円	
住所、住居表示、氏名、商号、印鑑等の変更届	12,000 円	
特許法第 30 条による学術団体等の指定申請	20,000 円	
特許料及び登録料納付	10,000 円	
特許料及び登録料のタイプ代	3,800 円	
登録申請(1 件当り)	40,000 円	
住居表示変更による登録申請(1 件当り)	12,500 円	
却下理由通知の弁明書の提出(1 件当り)	55,000 円	
既納手数料返還請求	10,000 円	
優先権期限の管理(1 件につき)	10,000 円	
出願審査請求の管理(1 件につき)	10,000 円	
権利継続管理(1 年 1 件につき)	10,000 円	
登録後の代理人受任申請	20,000 円	
権利回復申請	40,000 円	
出願及び出願審査の請求に関する口頭鑑定	45,000 円	
出願及び出願審査の請求に関する書面鑑定	出願と同額	
出願及び出願審査の請求以外の口頭鑑定	120,000 円	
出願及び出願審査の請求以外の書面鑑定	480,000 円	
依頼者との相談(1 時間当り)	20,000 円	
【実費勘案項目】		
先行技術調査	実 費	
共同出願等複数の依頼者より依頼を受けた同一事件の割増手数料	実 費	
特許、実用新案登録出願図面その他のイメージ情報作成代	実 費	
(特許・実用新案関係注)		
(1) 上記金額には出願、請求、申請その他の印紙料、指定情報処理機関に納付すべき手数料及び消費税を含まない。		
(2) 事件を中途において受任した場合は新規受注と同額とする。		
(3) 受任時、謝金を放棄し、謝金の 5 割を手数料に加算して請求することができる。		
(4) 緊急に処理を要する事件の受任については、割増料を加算して請求することができる。		
(5) (イ) 本文中に規定する割増料は明細書の作成に実質的に要した仕事の量(頁数あるいは時間)と難易に応じて算定することができる。たとえば、出願人との協議により、明細書に開示すべき先行技術等の事前の分析を特に必要と認める場合、雛形、見本あるいは図面等に基づく発明者等の専ら口頭による説明の範囲を超えて、専門家からしか期待できない付加価値をつけて明細書を作成したと認める場合、または出願人の要請もしくは協議により、複数案件を併せて明細書を作成した場合は、明細書の作成に実質的に要した仕事の量と難易の判断要素とすることができる。		

- (d) 明細書において提案原稿を超えて、実質的に作成した頁数が9頁以上になる場合、1頁当たり6,000円の割増料を加算することができる。
- (h) 明細書作成後に当初の提案原稿の開示内容を超えて明細書、図面の改変をしたときは20,000円/時間の割増料を加算することができる。
- (二) 塩基配列及びアミノ酸配列表の加工手数料は、出願人から提供されたデータをガイドラインに沿って実質的に加工することが必要な場合に申し受けることとする。また、出願人から提供されたデータを実質的に加工することが必要な場合において、実質的に要した仕事の量(頁数あるいは時間)と難易に応じて増減することができる。
- (6) 意見書については、引用例数2件を超える1件増す毎に5,500円を加算して請求することができる。
- (7) 特許・登録の異議申立事件及び答弁事件(出願から継続の場合を含む)並びに無効審判事件については、証拠数2件を超える1件増す毎に5,500円を加算して請求することができる。
- (8) 意見書、補正書、特許、登録又は訂正許可の異議申立事件、同答弁事件、審判事件及びそれらの中間手続における請求項の数に応じた加算の総額は、実質的仕事量を考慮して修正することができる。
- (9) 特許出願又は実用新案登録出願(出願変更を含む)の手数料には、要約書作成の手数料を含まない。
- (10) 特許・実用新案関係項目中の*印は以下の通り。
- *1 参加申請人が意見書等を提出する時には、当該費用は特許権者又は実用新案権者の手続に関する手数料に準ずる。

項目	手数料	報酬
意匠関係		
【出願】		
意匠登録出願(類似意匠、組物の意匠、関連意匠、および秘密意匠の登録出願を含む)	85,000円	65,000円
意匠並びに意匠に係る物品の説明(意匠法施行規則様式1中の備考20乃至22、同25に規定するもの)	10,000円	
特徴記載	10,000円	
出願変更		
(1) 特許又は実用新案登録出願から変更する場合	出願に準ずる	出願に準ずる
(2) 同一の法律に基づく他の出願に変更する場合	24,000円	出願に準ずる
新規性喪失の例外規定適用の申請		
(1) 刊行物記載の場合	21,000円	
(2) その他の場合	40,000円	
意匠登録出願(出願変更含む)及び中間手続を電子情報処理組織を使用して行う場合又はフレキシブルディスクの提出により行った場合に加算する額	1,200円に書面1枚につき700円を加えた額	
【中間処理】		
方式補正	9,500円	
早期審査に関する書類の提出	135,000円	
意見書	60,000円	
手続補正書又はその他の中間手続	60,000円	
審査官等との面接	35,000円	
【審判・訴訟等】		
補正却下の決定に対する審判事件	120,000円	120,000円
拒絶査定に対する審判事件	190,000円	190,000円
無効審判事件	400,000円	400,000円
審判参加事件	200,000円	200,000円
早期審理に関する書類の提出	75,000円	
判定事件	290,000円	290,000円
裁定事件	120,000円	120,000円
審判事件等の中間手続	85,000円	

行政不服審査法による事件	120,000 円	120,000 円
再審事件	200,000 円	200,000 円
弁理士法第 9 条に掲げる事件		
(1) 目的の価額を算定できるもの手数料、謝金それぞれにつき		
50 万円以下のもの	15%	15%
50 万円を超え 100 万円以下の部分	12%	12%
100 万円を超え 300 万円以下の部分	10%	10%
300 万円を超え 500 万円以下の部分	8%	8%
500 万円を超え 1000 万円以下の部分	7%	7%
1000 万円を超え 5000 万円以下の部分	5%	5%
5000 万円を超え 1 億円以下の部分	4%	4%
1 億円を超え 10 億円以下の部分	3%	3%
10 億円を超える部分	2%	2%
(2) 目的の価額を算定できないもの	依頼書の受ける経済上 その他の利益を標準と し、本項(1)の規定を準 用する。	
訴訟事件	1,000,000 円	1,000,000 円
証拠保全事件(準用する特許法第 150 条)	250,000 円	
審判等費用額の請求	30,000 円	
口頭審理、証拠調べ、準備手続、口頭弁論等の出頭	80,000 円	
資料及び証拠の蒐集、検討	80,000 円	
【その他】		
出願人名義変更届(1件当り)	23,000 円	
住所、住居表示、氏名、商号、印鑑等の変更届	12,000 円	
識別番号付与請求	20,000 円	
登録申請(1件当り)	40,000 円	
登録料納付	10,000 円	
登録料納付のタイプ代	3,800 円	
権利継続管理(1年1件につき)	10,000 円	
既納手数料返還請求	10,000 円	
意匠権の回復申請(意匠法第44条2第1項)	40,000 円	
住居表示変更による登録申請(1件当り)	12,500 円	
却下理由通知の弁明書の提出(1件当り)	55,000 円	
登録後の代理人受任申請	20,000 円	
出願に関する口頭鑑定	45,000 円	
出願に関する書面鑑定	出願と同額	
出願以外の口頭鑑定	120,000 円	
出願以外の書面鑑定	480,000 円	
【実費勘案項目】		
先行技術調査	実 費	
意匠調査	実 費	
意匠写真代又は意匠図面代	実 費	
(意匠関係注)		
(1)上記金額には出願、請求、申請その他の印紙料、指定情報処理機関に納付すべき手数料及び消費税を含まない		

- (2)事件を中途において受任した場合は新規受注と同額とする。
(3)受任時、謝金を放棄し、謝金の5割を手数料に加算して請求することができる。
(4)緊急に処理を要する事件の受任については、割増料を加算して請求することができる。
(5)意見書については、引用例数2件を超える1件増す毎に5,500円を加算して請求することができる。
(6)無効審判事件については、証拠数2件を超える1件増す毎に5,500円を加算して請求することができる。

項目	手数料	報酬
商標関係		
【出願】		
商標登録出願	25,000円	45,000円
2区分目以降の1区分毎に加算する額	10,000円	31,000円
指定商品・指定役務の特定作業	10,000円	
2区分目以降の1区分毎に加算する額	5,000円	
先行登録商標調査	25,000円	
2区分目以降の1区分毎に加算する額	5,000円	
商品、役務に関する説明(該当区分毎に)	10,000円	
団体商標出願人的適格確立証書面の提出	20,000円	
防護標章登録出願	60,000円	45,000円
2区分目以降の1区分毎に加算する額	42,000円	31,000円
商標権存続期間更新登録出願	48,000円	31,000円
防護標章権存続期間更新登録出願	35,000円	27,000円
2区分目以降の1区分毎に加算する額	25,000円	19,000円
商標権存続期間更新登録申請	48,000円	
期間経過後の商標権存続期間更新登録申請	48,000円	
商標書換登録申請手数料	40,000円	
出願変更(同一の法律に基づく他の出願に変更する場合)	24,000円	変更後の出願に準ずる
商標登録出願の分割	55,000円	
博覧会出品の特例の申請	40,000円	商標出願に準ずる
【中間処理】		
方式補正	9,500円	
刊行物の提出(情報提供)	110,000円	
2区分目以降の1区分毎に加算する額 *2	77,000円	
早期審査に関する書類の提出	70,000円	
2区分目以降の1区分毎に加算する額(事情説明のある区分数-1)	49,000円	
意見書又はその他の中間手続	55,000円	
2区分目以降の1区分毎に加算する額 *1	38,000円	
手続補正書	55,000円	
手続補正により増加する区分1区分毎に加算する額	42,000円	31,000円
審査官等との面接	35,000円	
【登録異議・審判・訴訟等】		
商標登録付与後の異議申立事件		
登録異議申立手数料	220,000円	220,000円
2区分目以降の1区分毎に加算する額 *2	150,000円	150,000円
登録異議被申立て事件への参加申請 *4	30,000円	

登録異議被申立て事件に関する鑑定 口答によるもの 2区分目以降の1区分毎に加算する額 書面によるもの 2区分目以降の1区分毎に加算する額	50,000円 35,000円 180,000円 125,000円	
登録取消理由通知に対する意見書 2区分目以降の1区分毎に加算する額 *3	220,000円 150,000円	220,000円 150,000円
補正却下の決定に対する審判事件	120,000円	120,000円
拒絶査定に対する審判事件 2区分目以降の1区分毎に加算する額 *1	190,000円 130,000円	190,000円 130,000円
無効審判事件 2区分目以降の1区分毎に加算する額 *2	380,000円 260,000円	380,000円 260,000円
取消審判事件(商標法第50条の取消審判を除く) 2区分目以降の1区分毎に加算する額 *2, *3	250,000円 170,000円	250,000円 170,000円
不使用登録商標取消審判請求事件 2区分目以降の1区分毎に加算する額 *2	100,000円 70,000円	100,000円 70,000円
同上弁駁手続加算額 2区分目以降の1区分毎に加算する額 *2	200,000円 140,000円	200,000円 140,000円
同上答弁事件 2区分目以降の1区分毎に加算する額 *3	330,000円 230,000円	330,000円 230,000円
審判請求に係る商標権者との譲渡交渉(1回につき)	70,000円	
審判参加事件 *4	200,000円	200,000円
登録異議申立、審判事件等の中間手続 2区分目以降の1区分毎に加算する額 *2, *3	85,000円 60,000円	
判定事件	290,000円	290,000円
行政不服審査法による事件	120,000円	120,000円
再審事件 2区分目以降の1区分毎に加算する額 *1	200,000円 140,000円	200,000円 140,000円
早期審理に関する書類の提出 2区分目以降の1区分毎に加算する額(事情説明のある区分数-1)	70,000円 49,000円	
弁理士法第9条に掲げる事件 (1) 目的の価格を算定できるもの手数料、謝金それぞれにつき 50万円以下のもの 50万円を超え 100万円以下の部分 100万円を超え 300万円以下の部分 300万円を超え 500万円以下の部分 500万円を超え 1000万円以下の部分 1000万円を超え 5000万円以下の部分 5000万円を超え 1億円以下の部分 1億円を超え 10億円以下の部分 10億円を超える部分 (2) 目的の価額を算定できないもの	15% 12% 10% 8% 7% 5% 4% 3% 2%	15% 12% 10% 8% 7% 5% 4% 3% 2%
		依頼者の受ける経済上 その他の利益を標準と し、本項(1)の規定を準 用する。
訴訟事件 2区分目以降の1区分毎に加算する額 *2, *3	900,000円 630,000円	900,000円 630,000円
証拠保全事件(準用する特許法第150条)	250,000円	

審判等費用額の請求	30,000 円	
口頭審理、証拠調べ、準備手続、口頭弁論等の出頭	50,000 円	
資料及び証拠の蒐集、検討	80,000 円	
【その他】		
出願人名義変更届(1 件当り)	23,000 円	
住所、住居表示、氏名、商号、印鑑等の変更届	12,000 円	
識別番号付与請求	20,000 円	
商標法第 9 条による博覧会等の指定申請	20,000 円	
登録申請(1 件当り)	40,000 円	
商標権分割登録申請(1 件当り)	40,000 円	
住居表示変更による登録申請(1 件当り)	12,500 円	
却下理由通知の弁明書の提出(1 件当り)	55,000 円	
登録料納付	10,000 円	
登録料納付のタイプ代	3,800 円	
既納手数料返還請求	10,000 円	
権利継続管理(1 年 1 件につき)	10,000 円	
商標登録から団体商標登録への変更申請	40,000 円	
登録後の代理人受任申請	20,000 円	
出願に関する口頭鑑定	45,000 円	
出願に関する書面鑑定	出願と同額	
出願以外の口頭鑑定	120,000 円	
出願以外の書面鑑定	480,000 円	
【実費勘案項目】		
先行商標の調査	実 費	
商標先登録先願調査(文字商標、1 類似商品・役務群)	実 費	
その他の商標調査	実 費	
共同出願等の依頼者より依頼を受けた同一事件の割増手数料	実 費	
商標見本代(立体商標見本代を含む)	実 費	
(商標関係注)		
(1)上記金額には出願、請求、申請その他の印紙料、情報提供機関に支払う手数料及び消費税を含まない。		
(2)事件を中途において受任した場合は新規受任と同額とする。		
(3)受任時、謝金を放棄し、謝金の 5 割を手数料に加算して請求することができる。		
(4)緊急に処理を要する事件の受任については、割増料を加算して請求することができる。		
(5)意見書については、引用例数2件を越える1件増す毎に割増料を加算して請求することができる。		
(6)登録の異議申立事件及び答弁事件(出願から継続の場合を含む)並びに無効審判事件については、証拠 数 2 件を越える1件増す毎に割増料を加算して請求することができる。		
(7)意見書、補正書、登録、異議申立事件、同答弁事件、審判事件、訴訟事件及びそれらの中間手続における区分数に応じた加算の総額は、実質的仕事量を考慮して修正することができる。 商標登録関係項目中の * 印は以下の通り。		
* 1 当該出願・審判事件における拒絶理由又は拒絶査定に関係し、実質的に出願人又は審判請求人が反論する指定商品又は役務に係る区分について加算できるものとする。		
* 2 情報提供・登録異議申立事件・審判請求事件において、情報提供者、異議申立人又は審判請求人が理由を主張する指定商品又は役務に係る区分について加算できるものとする。		
* 3 登録異議被申立事件・審判被請求事件において、意見書又は答弁書で実質的に反論する指定商品又は役務に係る区分について加算できるものとする。		
* 4 参加申請人が意見書等を提出するときは、当該費用は商標権者の手数料に準ずる。		